

令和元年 7 月 1 9 日

文化審議会答申（選定保存技術の選定及び保持者の認定等）

文化審議会（会長 ^{さとう}佐藤 ^{まこと}信）は、7 月 1 9 日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定等について、文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は 7 5 件、保持者数は 5 6 名となる予定です。

詳しくは、別紙「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課長	田村 真一（内線 2 8 8 4）
文化財調査官（歴史資料部門）	地主 智彦（内線 2 8 9 3）
課長補佐	吉野 孝行（内線 2 9 3 3）
審議会係	天野 史郎（内線 2 8 8 7）

電話：0 3－5 2 5 3－4 1 1 1（代表）

0 3－6 7 3 4－2 8 8 7（直通）

I. 答申内容

(1) 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は令和元年7月19日現在

選定保存技術	保 持 者		
名 称	氏名 (雅号)	生年月日 (年齢)	住 所
有形文化財等関係			
びじゅつこうげいひん 美術工芸品 かざりかなぐせいさく 鍔金具製作	まつだ 松田 きよし 聖	昭和36年10月26日 (満57歳)	京都府京都市

Ⅱ. 解説

〔（１）選定保存技術の選定及び保持者の認定〕

（有形文化財等関係）

1 美術工芸品 銚金具製作 松田 聖

（１）選定保存技術の選定について

① 名称

美術工芸品 銚金具製作

② 選定保存技術の概要

銚金具は、古代より 荘厳や装飾などを目的として多くの文化財に用いられてきたもので、銅を中心とする金属板を成形し、文様を彫り、表面仕上げを行った金工品である。美術工芸品における用途は多様であるが、とくに掛幅装や卷子装などに表装された仏教絵画や経典などの軸首や八双金具、屏風装における屏風金具、襖における引手金具など書画の表装や、厨子、神輿などの工芸品に遺品が多い。これらは用途に応じ意匠を凝らし、高い装飾性を有することが特徴で、構造の補強や材質の保護などの役割を担う。

一般的に伝統的な銚金具製作は、主として以下の工程をたどる。はじめに 鑿を用いて形を切り抜く。やきなまし、鐳付けなどにより成形を行うとともに、透彫、毛彫、蹴彫、肉彫、魚子などの種々の技法を用い、文様を彫出する。最後に鍍金、漆塗、煮色、燻べなどの技法により表面仕上げを行う。

美術工芸品銚金具製作は、文化財に関する広い知識のうえに、多様な技法、極めて精緻、微細な加工技術の習得を必要とする。文化財（美術工芸品）修理において、伝統的な工法をもって高度な技術で製作された銚金具を欠かすことはできず、同製作技術に対し保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 松田 聖

生年月日 昭和36年10月26日（満57歳）

住 所 京都府京都市

② 保持者の特徴

同人の銚金具製作の工程は、銅を中心に、銀、真鍮^{しんちゅう}などを素材とし、切断、やきなまし、鑑付けなどの工程を経て材料を成形し、様々な鑑^{やすり}、鑿などを用いて細部の成形を行う。同時に複数の鑑、鑿などを用いて、種々の技法を駆使し、文化財の内容、時代に応じた意匠をもって極めて繊細、精緻な文様を刻む。最後に漆塗、鍍金、煮色、燻べなどの技法をもって着色を行う、という工程をたどり、伝統的な製作法を基礎とするものである。

③ 保持者の概要

同人は、昭和36年、銚金具職人松田義隆^{まつだ よしたか}の長男として京都府京都市伏見区に生まれた。松田家は、江戸時代後期より京都にて連綿と銚金具製作を営んできた家で、同人は8代目にあたる。同人は大学卒業後より家業に従事し、父に師事して美術工芸品の銚金具製作の技術を習得し、錬磨してきた。

この間、国宝（美術工芸品）刺繍釈迦如來說法図^{ししゅうしゃ かによらいせっぽうず}や、重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画^{にじょうじょうにのまるごてんしょうへきが}をはじめとして、美術工芸品保存修理事業における銚金具を数多く製作してきた。このほか国宝（美術工芸品）琉球国王尚家関係資料^{りゅうきゅうこくおうしょうけ かんけい しりょう}のうち玉冠などの模造品製作、さらには重要有形民俗文化財・祇園祭山鉾^{ぎ おんまつりやまぼこ}の銚金具の修理など、多数の文化財の保護に長年貢献している。

また、工房で後継者育成を行うとともに、京都金属工芸協同組合や京都工芸研究会などで長年活動してきた。現在は前者では理事長、後者では副委員長を務め、斯界のまとめ役としての功績も大きい。以上のように、同人は、美術工芸品銚金具製作技術を体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和59年	佛教大学社会学部卒業
同年	有限会社松田製作所（現 有限会社松田）就職
平成5年	有限会社松田製作所代表取締役就任（現在に至る）
同26年	京都金属工芸研究会（現 京都工芸研究会）委員長
同年	一般社団法人伝統技術伝承者協会理事（現在に至る）
同27年	京都工芸研究会副委員長（現在に至る）
同31年	京都金属工芸協同組合理事長（現在に至る）



まつ だ きよし
(松田 聖 氏)



ふすまひき て かな ぐ 重要文化財 二
(襖引手金具 二
じょうじょう に の まる ご てんしょうへきが
条 城 二之丸御殿 障 壁画用)

(3) 備考
同分野の既認定者
なし

Ⅲ. 参 考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区 分	選定保存技術 (件)	保 持 者 数 (人)	保 存 団 体 数 (団体)
選定・認定前	74	55	※ 39 (34)
今回の選定・認定	1	1	0 (0)
選定・認定後	75	56	※ 39 (34)

※ 保存団体には重複認定があるため、() 内は実団体数を示す。

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保持者 ～ 伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として1人当たり
年間110.6万円

保存団体 ～ 伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のため必要な経費